

市立青梅総合医療センター使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 6 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

新病院の開院に伴い、特別室の室料を改定するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

市立青梅総合医療センター使用条例の一部を改正する条例

市立青梅総合医療センター使用条例（昭和 3 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「1 8, 0 0 0 円」を「1 4, 0 0 0 円」に、「1 2, 0 0 0 円」を「7, 0 0 0 円」に、「2 人室」を「1 人室」に、「3, 0 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項第 5 号中「診療券」を「診察券」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書中「および月の末日」を「まで」に改める。

付則第 2 項を削り、付則第 1 項の見出しおよび項番号を削る。

付 則

この条例は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。